

陳情の取り扱いと審査結果

今回、取り扱った陳情は、平成24年第2回定例会の議会運営委員会から平成24年第3回定例会の議会運営委員会までに提出され、受理した陳情が対象です。

取り扱いについては、各派交渉会で決定され、下記のとおりとなりました。

陳情番号	受付年月日	陳情名	審査方法	審査結果
6	24.8.8	私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情	経済文教委員会へ送付	趣旨採択
7	24.8.8	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	_____
8	24.8.8	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	_____
9	24.8.21	「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	_____
10	24.8.28	教育の機会均等・公私格差の是正のため豊川市独自の私立高校生の授業料助成拡充を求める陳情	経済文教委員会へ送付	趣旨採択

※ 審査方法の欄の「聞きおく」について、豊川市議会では議会運営委員会の申し合わせにより、国・県等に意見書の提出を求める陳情や国・県等に権限があり、国・県等に対応が委ねられている事項について議決を求める陳情については、各派交渉会等で「聞きおく」として、定例会中の常任委員会等での審査は行わないとしています。

全議員には、その写しを配布し、各会派が陳情内容により意見書や決議の発議が必要と判断した場合は、定例会の中日の前日までに案を添えて、議長に申し出ることになっています。

今期、定例会において、陳情第7・8号の申し出はありませんでした。陳情第9号については、一部会派より申し出がありましたが、全会一致とはならず、意見書の発議とはなりませんでした。